

## 政府の 物価高対応子育て応援手当（2万円）

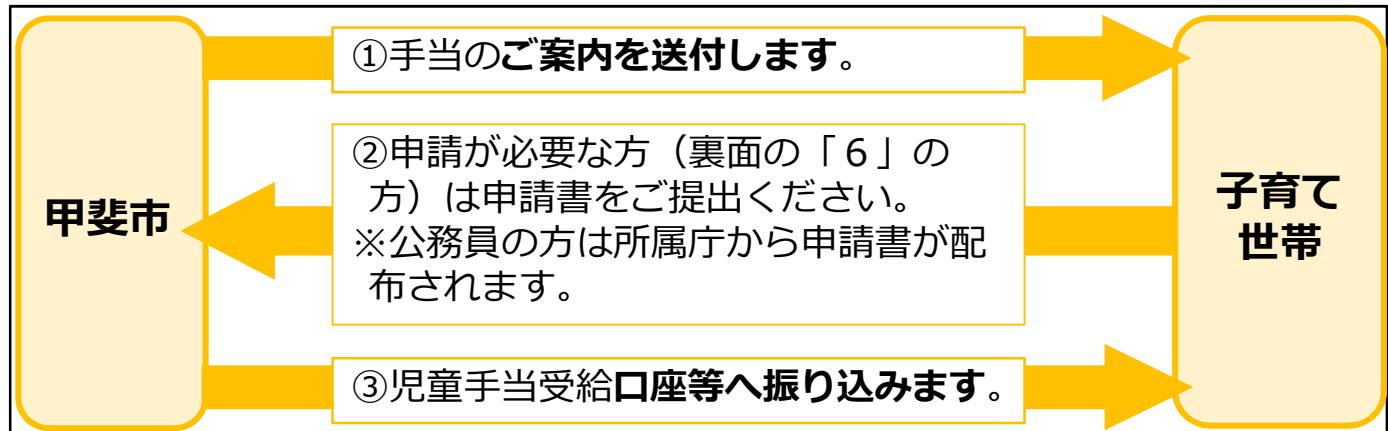
及び

## 上乗せ分 山梨物価高対応子育て応援特別給付金（2万円）のご案内

対象児童1人につき4万円を1回限りで支給します！

### ■はじめに・・・申請は必要ですか？

原則、申請は不要ですが、申請が必要となる場合がありますので、裏面「6」をご確認ください。なお、**公務員の方は必ず申請が必要です。**



### 1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童（0歳～高校生年代まで）が対象になります。

- (1) 甲斐市から**令和7年9月分※（10月支給）**の児童手当を支給した児童  
※令和7年9月に出生した児童は10月分（12月支給）  
(2) 令和7年10月1日から**令和8年3月31日まで**に出生した児童

### 2. だれがもらえるの？【支給対象者】

1. (1) の**児童手当受給者**、または1. (2) の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

### 3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき**4万円**（1回限り）です。

### 4. いつもらえるの？【支給時期】

**甲斐市では2月下旬から順次支給を開始**します。

※申請が必要な方（裏面「6」の方）は、申請時期により支給時期が異なります。  
詳細は、支給決定通知を送付しますので、通知にてご確認ください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

## 5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

### （1）児童手当受給者

**原則、令和7年10月支給時の児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます。**（令和7年9月に出生した児童は12月支給時の口座）

### （2）申請を行った保護者（「6」の対象者）

**申請書で指定した口座に振り込みます。**

注）口座が解約・名義変更等により振込みができない場合は支給できませんので、甲斐市子育て支援課へご連絡ください。

## 6. 申請が必要なのはどんな場合？

**いずれかに該当する方は原則、申請が必要**です。

①公務員で所属府から児童手当を受給している方（8.公務員の方へを参照）

②令和7年12月22日以降、出生手続きをした児童の保護者または、  
離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

※②の方は戸籍の届出時に児童手当と併せてご案内いたします。なお、離婚調停中の方は別途手続きが必要となりますので、お問い合わせください。

## 7. こんなときはどうなるの？

### ■引っ越しした場合はどうなりますか？

**9月分（10月支給）の児童手当を支給した市区町村から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。**ただし、**引っ越し前の市区町村が県外の場合、山梨県の上乗せ分は支給されませんので、支給額は2万円となります。**

### ■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

## 8. 公務員の方へ

**公務員の方は、まずは所属府へ手続きについてご確認ください。**

また、手当をスムーズに受け取るため公金受取口座の登録をおすすめします。（公金受取口座の登録だけでは今回の手当の申請手続きは完了しませんのでご注意ください。）

### お問い合わせ先

- ・甲斐市子育て支援課 電話:055-278-1692（受付時間:平日8:30～17:15）
- ・山梨県こども福祉課 電話:055-223-1459（受付時間:平日8:30～17:15）
- ・こども家庭庁コールセンター 電話：0120-252-071（受付時間:平日9:00～18:00）



**「物価高対応子育て応援手当」や「山梨物価高対応子育て応援特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに甲斐市から問い合わせを行うことがあります、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに甲斐市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。